

平成24年10月2日
第2425号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 平成24年度家畜人工授精及び家畜（牛）体内受精卵移植に関する講習会（520・畜産振興課）……………1
- 土地収用法による収用の手続開始（521・建設政策課）……………2
- 建設業の許可の取消し（522・仙北地域振興局総務企画部）……………2

公 告

- 県営土地改良事業の換地計画の決定（鹿角地域振興局農林部）……………2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施（北秋田地域振興局総務企画部）……………3
- 土地改良区の定款変更の認可（雄勝地域振興局農林部）……………4

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出（68）……………4
- 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出（69）……………4
- 政治団体の解散の届出（70）……………6
- 政治団体の収支に関する報告書（71）……………6
- 公職の候補者の資金管理団体の異動の届出（72）……………6
- 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消しの届出（73）……………7

告 示

秋田県告示第520号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、次のとおり平成24年度家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を実施するので、家畜改良増殖法施行細則（昭和26年秋田県規則第11号）第2条第1項の規定に基づき、公示する。

平成24年10月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 講習の期日及び場所

(1) 期日

平成24年11月5日（月）から同月28日（水）まで

(2) 場所

大仙市神宮寺字海草沼谷地13番3 秋田県畜産試験場

2 家畜の種類 牛

3 受講資格

家畜（牛）人工授精師の免許を有する者、若しくは同講習会を終了し修業試験に合格した者で、家畜改良増殖法第17条の規程に該当しない者

4 受講定員 10名

5 受講に必要な書類

(1) 受講願書

(2) 履歴書

6 受講願書用紙の交付

(1) 期間

土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。以下同じ。）を除き、平成24年10月2日（火）から同月26日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

秋田市山王四丁目1番1号 農林水産部畜産振興課家畜衛生班

北秋田市脇神字高村岱92番地 北部家畜保健衛生所

秋田市寺内蛭根一丁目15番5号 中央家畜保健衛生所

大仙市富士見町6番55号 南部家畜保健衛生所

7 受講願書の受付

(1) 期間

土曜日、日曜日及び休日を除き、平成24年10月2日(火)から同月26日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

6の(2)に掲げる場所

8 受講に要する経費

(1) 額 55,000円

(2) 納付方法 講習の場所において発行する納入通知書により納付する。

9 講習についての問い合わせ先

農林水産部畜産振興課家畜衛生班(電話018-860-1808)

秋田県告示第521号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第34条の3の規定に基づき、次のとおり収用の手続開始を告示する。

平成24年10月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 起業者の名称

鹿角市

2 事業の種類

(仮称)学習文化交流施設整備事業

3 収用の手続が開始される起業地

秋田県鹿角市花輪字八正寺地内(起業地の一部)

4 土地収用法第34条の4第2項の規定による図面の縦覧場所

鹿角市 総務部政策企画課

秋田県告示第522号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年10月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成24年9月5日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社丸茂組

大仙市花館字間倉157番地6

代表取締役 三 浦 尚

秋田県知事許可(般-19)第8285号

3 処分の内容

管工事業に係る一般建設業許可の取消し

4 処分の原因となった事実

平成24年9月5日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年10月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業(高屋地区経営体育成基盤整備事業(面的集積型))換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成24年10月3日から同月31日まで(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1号に規定する県の休日を除く。)

3 縦覧場所

鹿角市役所

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年10月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び購入予定数量
凍結抑制剤（固形剤散布用塩）500kg詰袋入（単価契約） 3,700トン
- (2) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間
契約締結の日から平成25年3月31日（日）まで
- (4) 納入場所
別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - イ 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格を有すること。
 - ウ 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (2) (1)イの資格に係る申請
 - (1)イの資格のない者で本入札に参加を希望する者は、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。）にて業者登録申請を行い、次の場所へ関係書類を提出し、平成24年10月31日（水）までにその登録を完了すること。
郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番2号
秋田県出納局総務事務センター（電話018-860-2740）

3 契約条項を示す場所

契約条項については、平成24年10月2日（火）から同年11月12日（月）までの期間、秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」【<http://www.pref.akita.lg.jp>】に掲載する。

4 入札説明書及び仕様書等の配布

入札説明書、仕様書及びその他様式については、平成24年10月2日（火）から同年11月12日（月）までの期間、秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に掲載し、配布する。

5 入札執行の日時及び場所

平成24年11月14日（水）午前10時
北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1 秋田県北秋田地域振興局3階大会議室

6 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札の方法
入札金額は、500キログラム当たりの単価とする。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第4位までの金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札の無効
秋田県財務規則第166条に規定するところによる。
- (4) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased: anti-freezing agents 3,700 t
- 2 Time-limit of tender : 10:00 A.M. 14 November, 2012
- 3 Contact point for the notice : General Affairs and Planning Sector, Kitaakita Regional Affairs Department, Akita Prefectural Government, 76-1 Higashinakatai, Takanosu, Kitaakita City, Akita Prefecture 018-3393, Japan TEL 0186-62-1251

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、湯沢市中央土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年9月25日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年10月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋選管告示第68号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成24年10月2日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 政党

イ 国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
国民の生活が第一秋田県第3区総支部	京 野 公 子	原 田 成 次	横手市婦気大堤字谷地添99-2	平成24年7月30日
国民の生活が第一秋田県総支部連合会	高 松 和 夫	石 井 涼 子	秋田市広面字家ノ下27-3	平成24年8月31日

2 その他の政治団体

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
児玉悦朗後援会	小 鴨 健 一	岩 船 勝 広	鹿角市花輪字平元古館1番地2	平成24年7月31日

秋選管告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定により、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成24年10月2日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 政党

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
公明党秋田第二総支部	会 計 責 任 者	兎 澤 祐 一	舘 岡 幸 雄	平成24年7月13日
民主党秋田県第2区総支部	会 計 責 任 者	阿 部 博 雄	本 間 直 人	平成24年6月29日
自由民主党上小阿仁支部	主たる事務所の所在地	北秋田郡上小阿仁村沖田面字水無375-1	北秋田郡上小阿仁村五反沢字五反沢18	平成24年7月31日
	代 表 者	清 水 俊 一	北 林 甚 一	

	会 計 責 任 者	萩 野 芳 紀	清 水 俊 一	
自由民主党秋田県自動車整備支部	代 表 者	千 葉 倉 男	伊 藤 哲 之	平成24年8月8日
	会 計 責 任 者	戸 澤 良 一	小 松 良 美	
自由民主党秋田県中古自動車販売支部	代 表 者	藤 原 忠 一 郎	最 上 育 平	平成24年5月18日
自由民主党秋田県ハイタク支部	代 表 者	伊 藤 隆 康	工 藤 憲 三	平成24年6月5日
自由民主党秋田県防衛支部	代 表 者	根 田 芳 幸	伊 藤 松 一	平成24年7月17日
	会 計 責 任 者	佐 藤 靖	根 田 芳 幸	
自由民主党にかほ市支部	主たる事務所の所在地	にかほ市黒川三嶽前122	にかほ市象潟町字入湖の潤57-1	平成24年6月27日
	代 表 者	佐々木 正 勝	池 田 好 隆	

2 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
秋田県環衛団体政治連盟	会 計 責 任 者	保 坂 与 志 広	幡 江 健 志	平成24年7月9日
秋田県自動車整備政治連盟	代 表 者	千 葉 倉 男	伊 藤 哲 之	平成24年8月8日
	会 計 責 任 者	戸 澤 良 一	小 松 良 美	
秋田県獣医師政治連盟	代 表 者	竹 下 博 英	砂 原 和 文	平成24年6月4日
秋田県商工政治連盟 仙北市支部	会 計 責 任 者	小 松 英 治	高 橋 信 勝	平成24年5月25日
石田ひろし後援会	国会議員関係政治団体の区分 (公職の候補者の氏名及び公職の種類)	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 石田 寛、衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成24年8月10日
大館政経研究会	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類) (公職の候補者の氏名及び公職の種類)	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員 石田 寛、衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成24年8月10日
奥村隆俊後援会	会 計 責 任 者	奥 村 久 美 子	奥 村 幸 一	平成24年7月12日
くまがい重隆後援会	代 表 者	加 賀 谷 芳 春	名 古 屋 昇	平成24年7月9日
幸福実現党由利本荘後援会	代 表 者	西 野 晃	佐 藤 昭 子	平成24年6月13日
佐々木章後援会	代 表 者	佐々木 裕 之	佐々木 章	平成24年5月1日
	会 計 責 任 者	佐々木 裕 之	加 納 徳 太 郎	
菅原こうじ後援会	主たる事務所の所在地	男鹿市船川港船川字元浜町193-2	男鹿市船川港船川字外ヶ沢124-1	平成24年5月8日
田口喜義後援会	会 計 責 任 者	伊 藤 雅 英	佐 藤 善 雄	平成24年5月18日

武石善治後援会	代 表 者	武 石 富 男	武 石 肇	平成24年5月17日
次の世代に責任を持つ会	会 計 責 任 者	武 内 省 吾	栗 谷 幸之助	平成24年5月29日
中田吉穂後援会	会 計 責 任 者	中 田 美 穂	中 田 満 穂	平成24年8月28日
畠山秀義後援会	代 表 者	佐々木 晃 吉	佐々木 勝 治	平成24年8月9日

秋選管告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

平成24年10月2日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
アクティブ・あきた	小 松 健	平成24年7月16日	平成24年7月24日
奥村隆俊後援会	田 村 正 徳	平成23年9月30日	平成24年7月12日
加藤寿後援会市民と緑のネットワーク	齊 藤 貢	平成24年7月10日	平成24年7月17日
佐々木章後援会	佐々木 裕 之	平成23年11月14日	平成24年5月1日
ぜにもり靖久後援会	木 村 盛 夫	平成24年5月31日	平成24年6月5日

秋選管告示第71号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成24年10月2日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

I 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

II 報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称 佐々木章後援会（平成23年分）

報告年月日 平成24年5月1日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

1,678円

前年からの繰越額

1,678円

本年の収入額

0円

(イ) 支出総額

0円

2 収入及び支出のない団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
奥村隆俊後援会（平成23年分）	平成24年7月12日

秋選管告示第72号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成24年10月2日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
				新	旧	
菅原 広二	秋田県議会議員	菅原こうじ後援会	主たる事務所の所在地	男鹿市船川港船川字元浜町193-2	男鹿市船川港船川字外ヶ沢124-1	平成24年5月8日

秋選管告示第73号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成24年10月2日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	取 り 消 し た 資 金 管 理 団 体			届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	
小 松 健	市議会議員	アクティブ・あきた	秋田市八橋大沼町15-30	小 松 健	平成24年7月24日

正 誤

平成24年7月6日（第2400号）公布の秋田県規則第31号（理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則）

（原稿誤り）

2ページ6行目と7行目の間に次のように加える。

様式第1号から様式第4号までを削り、様式第5号を別記様式とする。

2ページ29行目と30行目の間に次のように加える。

様式第1号から様式第4号までを削り、様式第5号を別記様式とする。